

認定こども園（預かり保育事業）

施設等の名称	所在地	特定子ども・子育て支援提供者 (設置者又は事業を行うものの 名称)	確認年月日	子ども・子育て支援 施設等の種類	子ども・子育て支援法施行 規則第28条の18第3項 を満たしているか否か (1日8時間以上、年間2 00日以上開園)※	認可外保育施設等の 利用に係る費用
第二新座幼稚園	新座市新座3-4-12	学校法人 竹内学園	令和元年9月12日	認定こども園・預かり保育事業	満たす	対象外

※「預かり保育事業」を実施している認定こども園のうち、この欄が「満たさない」である施設は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合は、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。